

大阪府保険医協会FAX情報 1月臨時号

2015年1月28日 FAX通信 (1枚)

発行 大阪府保険医協会・医療活動部

電話 06 (6568) 7721 FAX 06 (6568) 2389

特定疾患(54)の扱いについて、 大阪保険医新聞1月25日号訂正と追加

大阪保険医新聞1月25日号において、「新難病医療費助成制度」について掲載いたしました。一部訂正と追加事項がありましたので、ご案内いたします。

1、訂正箇所 大阪保険医新聞1月25日号P5の診療報酬請求の事例2

下記のとおりとなります。謹んでお詫び申し上げます。

| | | | |
|---|-------|-------|-------|
| 【事例2】 ○70歳以上（誕生日が昭和19年4月2日以降の者）の者（2割）外来の場合（外来日数2日）／入院外医療費2,200点（54公費対象）／特定医療費（公費）（低所得者I：負担上限月額2,500円） | | | |
| 医療費 | 2,200 | 4,400 | 2,500 |
| 公費 | | | |
| 自己負担 | | | |
| 22,000円——8割——17,600円（医療保険） ——2割——4,400円——1,900円（特定医療費（公費）） ——2,500円（患者自己負担） | | | |

削除

* 高額療養費に達していないため記載はなくてもかまいません。

2、自己負担上限額に達した以降の自己負担 上限管理票の扱い

（大阪保険医新聞 P4（3）自己負担上限額と自己負担上限額管理票への追加事項）

自己負担金の累積額が上限に達した以降、受給者から当該月に自己負担金を徴収しませんが、「高額かつ長期」等の確認に使用するため、医療費総額が5万円に達するまで記載が必要になる場合があります。必要になると考えられる受給者は、実施機関番号601番（公費負担者番号54 〇〇 601 〇）で「IV 一般所得 I」「V 一般所得 II」「VI 上位所得」です。患者から申出があった場合に記載することで足りません。

3、レセプトの「特記事項」記載について

（大阪保険医新聞 P5 レセプト記載方法の変更へ

の追加事項）

受給者証の適用区分の反映していない（記載がない）場合については、特記事項への記載は下記のとおりとなります。

- ① 反映前の受給者証（受給者証に所得区分の記載がないもの）のみを提示・・・特記事項へは記載しません。
- ② 反映前の受給者証＋「3割」（現役並み所得者の記載がある高齢受給者証等）・・・「現役並み」として記載します。
- ③ 反映前の受給者証＋限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証・・・限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額認定証に応じて記載します。